

1.介護電子媒体化ソフト（Ver.2）について

パソコンのディスプレイ上の紙請求様式イメージに、紙請求様式とほぼ同じ感覚で画面入力を行うことにより、電子化された請求明細書を作成することができます。

■作成可能な請求明細書について

- ① 居宅療養管理指導（様式第二）
- ② 福祉用具貸与（様式第二）
- ③ 介護予防居宅療養管理指導（様式第二の二）
- ④ 介護予防福祉用具貸与（様式第二の二）
- ⑤ 主治医意見書料請求書

※⑤については京都府国保連合会での取り扱いはありません。京都府内市町村への提出は帳票のみとなりますので、主治医意見書料請求書作成機能は使用できません。

- ・複数の公費の請求には対応していません。
- ・請求明細書の給付費明細欄に記載できる行数は20明細までです。
- ・被保険者の作成数は100名までです。
- ・対応している請求方式は電子媒体（CD-R、FD）のみです。
- ・伝送及び紙媒体には対応していません。

■Ver.2からの新たな機能

様式第二／様式第二の二／介護給付費明細書画面において、サービス種類「31：居宅療養管理指導」、「17：福祉用具貸与」、「34：介護予防居宅療養管理指導」、「67：介護予防福祉用具貸与」の給付費明細欄の適用が未入力の場合、必須入力チェックエラーとします。

※Ver.1 を使用している場合、Ver.2 をインストールすることで Ver.1 のデータを引き継ぐことが可能です。（Ver.1 のアンインストールは不要）

※介護電子媒体化ソフト Ver.2 のリリースに伴い、介護電子媒体化ソフト Ver.1 は動作保証終了となります。

■動作環境

- ・Windows 7 Starter ServicePack1 (32bit)
- ・Windows 7 Home Premium ServicePack1 (32bit / 64bit)
- ・Windows 7 Professional ServicePack1 (32bit / 64bit)
- ・Windows 8.1 Update (64bit)
- ・Windows 8.1 Pro Update (64bit)
- ・Windows 10 Home (32bit / 64bit)
- ・Windows 10 Pro (32bit / 64bit)